

歩道やガードレールに  
 広告物を出していませんか

# 屋外広告物 ってなあに？

都市計画課屋外広告物担当 (☎66-1142)  
 管理課道路占用担当 (☎66-1143)

皆さんは「屋外広告物」という言葉  
 を聞いたことがありますか？

「屋外広告物」とは、屋外に表示  
 するポスターやはり紙、はり札、立  
 看板、広告塔、広告板などの広告を  
 いいます。

このような広告物は、市内のいた  
 るところで見かけますが、最近歩  
 道やガードレールに立てられた違反  
 広告が目につくようになりました。  
 街を歩くと、ガードレールには看板  
 や旗ざおが縛りつけられています。  
 電柱や電話柱、歩道橋、街路樹など  
 にポスター、はり紙などが貼られ、  
 道路には立看板や旗ざおが無造作に  
 立てかけられ、歩行者のじやまにな  
 り、歩道としての機能が失われてい  
 たりします。これらのことは街並み

の景観にも影響しています。

「屋外広告物」は、屋外広告物法  
 という国の法律に基づき、愛知県は  
 屋外広告物条例を制定しています。  
 この中には屋外広告物の表示のしか  
 た、場所、大きさ、色などのきめ細  
 かい規定があります。

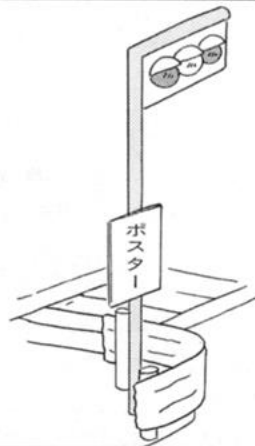
また、道路管理面からも道路法に  
 基づき種々細かな規定をしています。  
 この規定の中で特に問題となるのは  
 「場所」。歩道には、営業用の看板  
 や旗ざおは出せません。

屋外広告物に関する細かな規定は  
 次の機会にご紹介しますが、皆さん  
 が屋外広告物を出そうとする場合は、  
 あらかじめご相談ください。なお、  
 屋外広告物条例に違反すると、50万  
 円以下の罰金に処せられます。

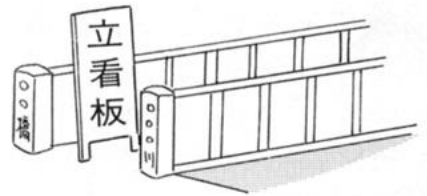
## 違反例



×街燈柱



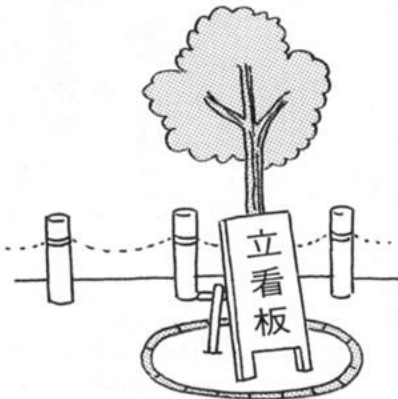
×信号機



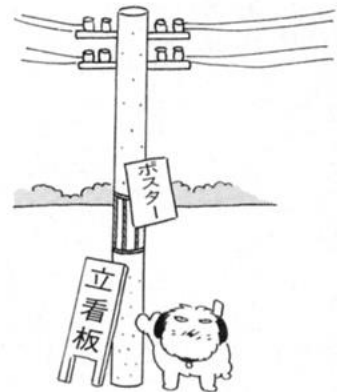
×橋りょう

みなさんの街です。みなさんの心がけしだいで街は美しくなります。

3月から違反広告物の巡回  
 指導、取り締まりを行います  
 が、これらの違反広告物を発  
 見されましたら、表示内容、  
 掲出者名、場所等を担当まで  
 お知らせください。



×街路樹



×電柱